奈良県農業大学校校 則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 奈良県規則第一号

奈良県農業大学校校則の一部を改正する規則

に改正する。 奈良県農業大学校校則 (昭和五十八年三月奈良県規則第四十五号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のよう

題名を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校校則

第二十四条」を「第二十七条 」を「第二章 次中 「・第二条」を「― 入学定員、 修業科目等 -第三条」に、 第二十九条」 (第四条—第二十六条) 「第二章 に、 「第二十五条・第二十六条」 基礎課程等 (第三条 に、 「第二十二条— 第二十一条 を「第三

第一条を次のように改める。

十条・第三十一条」に改める。

(趣旨)

造国際大学校 条例第十四号。 この 規則は、 以下 以下 なら食と農の 「条例」 「大学校」 とい という。 · う。 魅力創造国際大学校条例 第十 の運営に関し必要な事 七条の規定により ( 昭 和 なら 項を定めるものとす 五十八年三月奈良県 食と農 の魅力創

第二十六条を第三十一条とし、 第二十五条を第三十条とする。

第二十四条中 「短期研修修了証書 (第五号様式) を「研修修了 証 書 (第四号様式」 に

改め、同条を第二十九条とする。

第二十三条中「一に」を「いずれ かに に改め、 同条を第二十八条とする。

第二十二条を第二十七条とする。

第二十一条中「一に」 を「いずれかに」 に改め、 同条を第二十六条とする。

に基礎課程に引き続いて専門課程を修業」 第二十条の見出しを 修了することができる学生に対 同条の 次に次の二条を加える。 (進級及び卒業) し修了 を 証 に改め、 書 「進級及び卒業を」 (第四号様式) 同条第一 項中 を に改め、 削 「卒業及び修了並 り、 同条を第二十 同条第二項中 び

(称号の授与)

第二十四条 フードマ つては イス ならアグリ 知事は、 タ  $\mathcal{O}$ マイス 称号を授与する。 卒業することができる学生に対 タ  $\mathcal{O}$ 称号を、 フ F. ク して、 IJ 工 1 ア テ , グリ 1 ブ学科に マネジ メン 9 ては ト学科に

(表彰)

第二十五条 ことができる。 知事 は、 学生のうち、 成績が優秀であると認め 5 れ る学生を表彰する

2 前項の表彰の基準及び方法は、知事が別に定める。

第十九条を第二十二条とし、 第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「奈良県農業大学校条例 (昭和五十八年三月奈良県条例第十四号。 以下

条例」という。 )第五条」を「条例第七条」に改め、 同条を第二十条とする。

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、 第十四条を第十七条とする

る親族」を「一人とし、 第十三条第一項中「独立の生計を営む者二人とし、 独立の生計を営む成年者」に改め、 そのうち一人は、 同条を第十六条とする。 校長が別に定め

を提出 六条第一 第十二条の見出し中 した者に対し、 項に定める入学料を添えて提出 校長は入学を承認する」 「承認」を「手続」に改め、 なければならない」 を「及び校長が別に定め 同条中 「者で」を に改 8 「者は、 る書類に条例第 同条を第十五 に、

第十一条を第十三条とし、 同条の 次に次  $\mathcal{O}$ 条を加える。

(還付する入学考査料の額)

第十四条 条例第五条第五 頭の 規則で定める額は、 既納  $\mathcal{O}$ 入学考査料  $\mathcal{O}$ 全額とす

次に掲げる」を「条例第五条第一項に定める入学考査料及び校長が別に定める」 第十条中 「基礎課程等に入学しようとする」 を 「大学校へ  $\mathcal{O}$ 入学を志願する」 に改め、 に、

同条各号を削り、同条を第十二条とする。

第九条中「基礎課程等」を「大学校」に改め、 同条を第十一条とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(入学の時期)

第十条 入学の時期は、学年の始めとする。

第七条を第八条とする。

(見出 む。 中 課 程 「学年」 改め、 同条を第七条とする。

第五条中 「基礎課程等」 を 「大学校」 に、 「別表に定めるとおりとする」 を 知  $\mathcal{O}$ 

承認を得て校長が定める」に改め、 同条を第六条とする。

第四条を次のように改める。

(入学定員及び修業期間)

第四条 大学校の学生(以下「学生」という。 の入学定員及び修業期間は、 次のとお

りとする。

一 入学定員

アグリマネジメント学科 おおむね二十人

フードクリエイティブ学科 おおむね二十人

二 修業期間 二年

第四条の次に次の一条を加える。

(在学年限)

第五条 学生が大学校に在学できる年限は、 四年とする。

学生は、同一学年に二年を超えて在学することはできない

第三条を削る。

「第二章 基礎課程等」を「第二章 入学定員、 修業科目等」に改める。

度専門課程 第一章中第二条の見出しを「(学科)」 (以下「基礎課程等」という。 に改め、  $\sqsubseteq$ を 「アグリマネジメント学科及びフ 同条中 「基礎課程、 専門課程及び高 K

クリエイティブ学科」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委任)

第二条 条例第四条に規定する入学の承認は、 なら食と農の魅力創造国際大学校の校長

(以下「校長」という。)に委任する。

別表を削る。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

## 第1号様式(第12条関係)

入 学 願 書

年 月 日

なら食と農の魅力創造国際大学校長 殿

住 所

(ふりがな)

本人氏名

生年月日

連絡先

私は、この度なら食と農の魅力創造国際大学校の下記の学科に入学したいので、 関係書類を添えて申請します。

記

入学を志願する学科

アグリマネジメント学科
フードクリエイティブ学科

## 第2号様式(第14条関係)

誓約書

年 月 日

なら食と農の魅力創造国際大学校長 殿

私は、貴校に入学のうえは、所定の諸規則及び指示等を堅く守り、学業に精励することを誓います。

本人 住所

(ふりがな)

氏名

印

上記の者が、貴校に入学のうえは、所定の諸規則及び指示等を堅く守らせるとと もに本人の在学中身上に関する一切の責任を負うことを誓約します。

保証人 住所

(ふりがな)

氏名

印

本人との続柄

連絡先

を修了した 第三号様式 [1 中  $\cap$ 4 「第20条関係」 を 「あなたは本大学校の を 「第23条関係」 に、 「本大学校基礎課程及び専門課程 学科所定の課程を 何めた

ら食と農の魅力創造国際大学校長」に改める。

第四号様式を削る。

書」を「研 第五号様式中「第24条関係」 徑 徻  $\hookrightarrow$ 삠 <u></u> を 「第29条関係」 に、 「本大学校」 に、 を「あなたは本大学校」 「短 撫 换 蓹 瘃 に、 뻼 門門

校長」 を 「なら 食  $\wedge$ 農の魅力創造国際大学校長」 に改 8 同様式を第四号様式とする。

## 附 則

(施行期日)

1 の規定は、 この 規則は、 平成二十七 平成二十八年四月 年九 月一 日 から施行する。 \_ 日 から施行する。 ただ 附 則第三項及 U 第四 項

(経過措置)

2 在学する者については、 の規定は、 この規則による改正後の奈良県農業大学校校則 平成二十八年四月一日以降に入学する者から適用し、 なお従前の例による。 以下 「改正後の校則」 同年三月三十一日に とい う。

(準備行為)

3 4 よる研修内容等の定めに関し必要な行為は、 改正後の校則第十五条の規定による入学の手続及び改正後の校則第二十七条 による入学試験、 校則第十二条から第十五条まで及び第二十七条の規定の例により行うことができる。 「なら食と 前項の場合に 改正後の校則第十二条の規定による入学志願 とあ 農の魅力創造国際大学校長」 において、 るの 改正後の校則第十四条の規定による還付する入学考査料 は 「奈良県知事」 改正後の 校則第十二条、 ۲, とあるのは 改正後 この規則の施行前におい の手続、  $\mathcal{O}$ 第十三条、 校則第 「奈良県知事」 改正後の校則第十三条 号様式及び第二号様式 第十五条及び第二十七条 とする。 ても、 の額の定め、 改正後の の規定に  $\mathcal{O}$ 規定